

# 家畜

第154号  
2022年 秋号

## 家畜衛生情報



令和4年度島原地域高病原性鳥インフルエンザ防疫実地演習

長崎県 県南家畜保健衛生所  
(長崎県 島原振興局 農林水産部 衛生課、防疫課)

〒859-1415 長崎県島原市有明町大三東戊908-1  
TEL:(0957)68-1177(休日、夜間も転送電話対応)  
FAX:(0957)68-2056  
Eメール:s11340@pref.nagasaki.lg.jp

県南家畜保健衛生所 長崎県

検索

【QRコード】

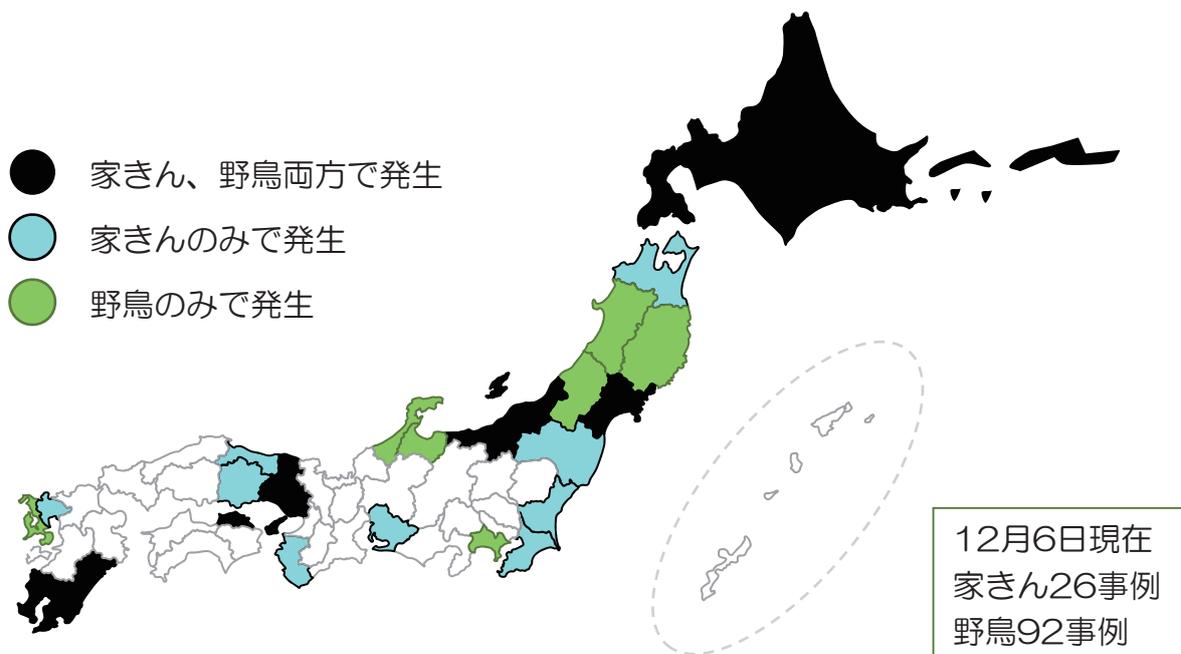


# 鳥インフルエンザの発生を予防しましょう!

高病原性鳥インフルエンザの発生が全国で相次いでいます。本県の近隣では特に鹿児島県出水市で発生が続いており、12月6日には、佐賀県でも発生がありました。

また、各地の野鳥検体で本病ウイルスが検出されており、中には諫早市森山町で発見された死亡野鳥(ナベヅル)から本病ウイルスが検出された2事例を含みます。鹿児島県出水市では、連日多くの死亡したツルが検体として回収され、本病ウイルスが検出されている状況です。

<国内農場における発生> ※令和4年12月6日現在



本病はひとたび発生すると農場に大きな経済被害をもたらすのみならず、その伝播力の強さから、周辺の家さん農場でも続発する場合があります。そのため、発生予防を徹底する必要があります。

今シーズンは、環境中に広く本病ウイルスが存在していると考えられます。生産者、関係者各位は、農場周辺の一般的環境にも本病ウイルスが存在している可能性を想定され、発生予防を行ってください。

発生予防の要点は、衛生管理区域外の環境中のウイルスを衛生管理区域内に入れないことに加え、衛生管理区域内から、野鳥の興味を引く餌こぼしや野鳥が落ちて身を隠せる草むら等をなくし、その上、衛生管理区域内にウイルスが侵入してしまった場合をも十分に想定し、衛生管理区域から鶏舎内にウイルスを入れないようにすることです。ウイルスを機械的に媒介するねずみ、昆虫の対策も重要と考えられます。以下、要点を箇条にしますので、これらの項目を徹底してください。

- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置、使用
- 衛生管理区域に入る車両の消毒
- 家さん舎ごとの専用の靴の設置、使用
- 鶏舎、堆肥舎の防鳥ネット、金網の維持修繕
- 衛生管理区域及び家さん舎に立ち入る際の手指消毒
- ねずみ及び害虫の駆除
- 衛生管理区域内の消毒、除草、餌こぼし対策
- 消毒薬の適切な使用(適切な濃度、汚れた薬液の交換)

最新の発生状況、疫学調査結果は農林水産省のサイトを参照ください。

『令和4年度  
鳥インフルエンザ  
に関する情報  
について』



# 東南アジア・東アジアで口蹄疫が発生しています

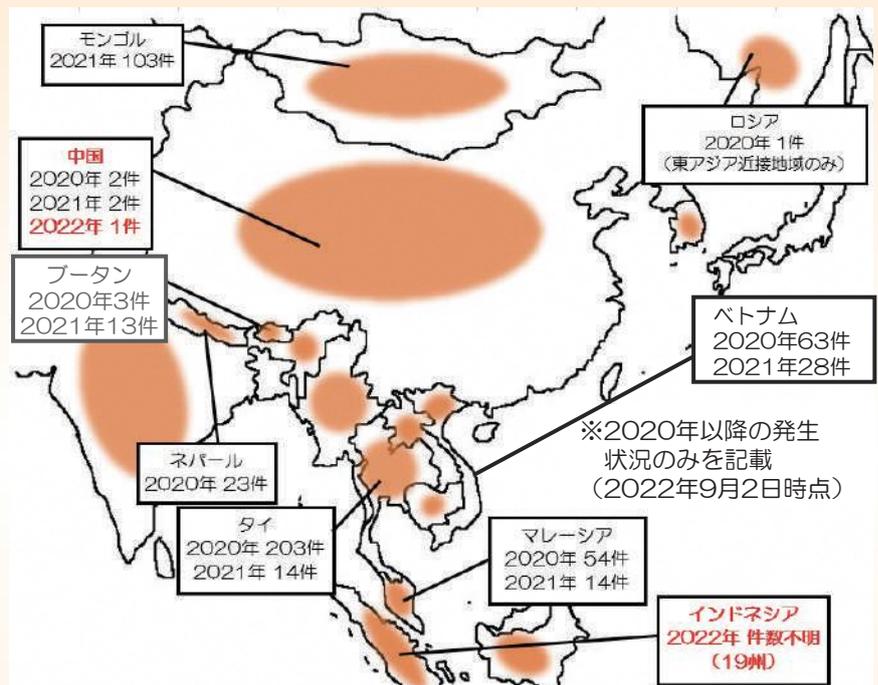
現在、口蹄疫は日本国内で発生は確認されていませんが、依然としてアジア地域で広く発生しています。本年は、インドネシアで19州で複数件、中国で1件の発生が確認されています。

また、新型コロナウイルス（COVID-19）について、6月1日以降、一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査が免除され、これに伴って口蹄疫の発生地域からの人・モノの移動が増加すると予想されます。

畜産農家の皆様には、下記事項に留意して病原体の侵入防止対策を徹底するとともに、日常の飼養家畜の観察を徹底し、異状の早期発見・早期通報に努めていただきますようお願いいたします。

- ①畜産関係者等の海外渡航の自粛
- ②消毒及び衛生管理区域への病原体持込みの防止
  - ・看板を設置し、衛生管理区域の立入を制限する。
  - ・手指消毒、専用靴の着用、物品及び車両の消毒を実施する。
  - ・踏込消毒槽等は適切な濃度の消毒薬を使用し、1日1回は交換する。
- ③早期発見・早期通報
  - ・飼養家畜の毎日の観察を念に行い、口蹄疫の特徴的な症状を発見したときは、速やかに家畜保健衛生所に連絡する。

アジアにおける口蹄疫の発生状況（2020年以降）



<参考>農林水産省ホームページ

・口蹄疫に関する情報 ([https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/katiku\\_yobo/k\\_fmd/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html))

# 県外導入牛にはヨーネ病検査を実施しましょう

ヨーネ病は、ヨーネ菌に感染して起こる病気です。慢性で頑固な下痢、乳量減少、消瘦を呈する法定伝染病で、本県でも発生が確認されています。

本病は、長い潜伏期間（6カ月～数年）によって気付かないうちに農場内で感染拡大する上、一度農場内に侵入すると清浄化までに長期間を要するため大きな経済的被害をもたらします。

本県では「長崎県ヨーネ病防疫対策要領」に基づき、県外からの導入牛について検査を実施し、農場への侵入防止を行っています。生を県外から導入される場合は当所までご連絡をお願いします。

ヨーネ病年間発生頭数

	国内	県内
R2	399戸809頭	1戸1頭
R3	446戸957頭	1戸1頭
R4 (国内:9月現在、 県内:11月現在)	362戸801頭	3戸4頭

# 豚熱発生農場から見てきた豚熱対策のポイント

## ～豚熱対策を考える in 九州より～

令和4年6月に開催された豚熱関連のセミナー「豚熱対策を考える in 九州」に参加しました。その中で、豚熱で大きな被害を被った東海地方で養豚の臨床獣医師をなさっている(有)あかばね動物クリニックの伊藤貢先生の講演が非常に参考になったのでご紹介します。

講演の中で、豚熱の侵入経路として重要と挙げられていたのは、①人、②車両、③ネコ、④山水や土砂、⑤敷料などです。中でも、①については、日常的に豚舎に入る全従業員の教育が重要とのことでした。③については、畜舎の中まで入ることがあるため非常に危険で、発生のない農場は野良ネコがいないことが多いとのことでした。④については、感染イノシシにより汚染された裏山等から、雨水や土砂とともにウイルスが農場に侵入し、農場敷地が汚染され、それを人や野生動物が豚舎内に持ち込むとのことでした。

効果的な対策として、具体的に以下のようなものが挙げられました。

- ◆ 畜舎に入る全ての人、決められたルールで入退場すること
- ◆ イノシシ防護柵の周囲は草を刈っておき、野生動物が隠れる場所をなくす
- ◆ 山からの雨水、土砂によるウイルスの流れ込みをなくすため、柵の手前に側溝を整備する
- ◆ ワイヤーマッシュ柵や電柵は、イノシシ以外の野生動物の侵入を防げないので、トタン板のようなもので壁を設置するか、ワイヤーマッシュ柵に目の小さい亀甲金網を張り付ける
- ◆ 特に離乳豚を底が金網のリフトで運ぶ場合、泥水がはねて豚に付着しないよう注意する
- ◆ 畜舎にネコ・野鳥が入らないようにする
- ◆ 堆肥の配布等で、人が農場に自由に出入りする環境は改善する
- ◆ 農場内を舗装し、畜舎内外を毎日消毒する

上記の防疫対策（特に山水対策など）は一夕一朝で準備できないため、豚熱はいつか九州にも入ると考えて、早めに対策を行ってください。

## 防疫演習を実施しました

8月22日～9月2日にかけて当所管内各市の職員を対象に家畜伝染病発生時の消毒ポイント作業演習を行いました。特定家畜伝染病発生時、畜産関係車両を的確に消毒が出来るよう、演習参加者は、消毒ポイントにおける消毒作業及び消毒済証明書発行手続き等を確認しました。

また、10月12日に廃業後の採卵鶏舎を演習場所とし、防疫実地演習を行いました。参加者は実際の鶏舎を見学し、防護服着脱、捕鳥作業、殺処分作業等を行い、各作業の確認と理解が図れました。養鶏場で実施したことで、リアリティがあり緊張感のある演習が行えました。



消毒作業（島原市）



消毒作業（雲仙市）



消毒作業（南島原市）



捕鳥作業の説明



消毒ポイントの設置



動力噴霧器の取扱い



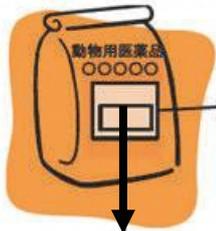
証明書の発行手続き



出場時全身の徹底消毒

# 動物用医薬品は正しく使いましょう

今年度、管内では11月までに4件の動物用医薬品残留事例（牛2、豚2）が発生しています。抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。



## 用法・用量

飼料1t当たり〇gを均一に混合し、〇日間経口投与。

## 対象動物

豚：食用に供するためにと殺する前〇日間

## 使用禁止期間（休薬期間）

## 動物用医薬品を使用する時は下記のことにご注意してください

- ◆動物用医薬品を使用する際は獣医師の発行した**指示書内容に従い**、  
①使用年月日 ②使用場所 ③対象動物 ④薬品名 ⑤用法・用量 ⑥出荷可能日  
を確認してから使用してください。
- ◆使用禁止期間を誤らないよう**使用記録**（適切な医薬品使用の証拠となる）**と共に保管**ください。
- ◆獣医師発行の**動物用医薬品指示書**や**出荷制限期間指示書**は、**使用記録と共に保管**ください。
- ◆抗菌剤を使用する際は**慎重使用**に努めてください。  
慎重使用：**法令等に基づく適正使用よりも、さらに注意して抗菌剤を使用**。  
適切な診断に基づいて抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定、使用する必要がある場合は、有効な抗菌剤を適切に選ぶとともに必要最小限の使用量とすることで薬剤耐性菌の出現を最小限に抑える。  
適正使用：獣医師の指示、法令、用法・用量を遵守し、使用上の注意に従って使用する

## 第12回全共鹿児島大会肉牛の部総合評価群（第6区）総合4位と大健闘！

令和4年10月に開催された第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会では、種牛と肉牛を総合的に判断し優劣を競う花形の総合評価群（第6区）にて県有種雄牛「弁慶3」産子が総合4位に当たる優等賞4席に輝き「長崎和牛」の高品質を示しました。表のとおり第1～7区及び特別区で優等賞受賞、前回大会とも遜色ない成績を収めました。

出品区（種牛の部）	名号	生年月日	父	出品者	協議会	序列
第1区（若雄）	百合椿	R2.11.15	百合幸	肉用牛改良セナ	長崎県	優等賞12席
第2区（若雌の1）	やすのかつ	R3.5.12	勝乃幸	野口大輔	ごとう	優等賞8席
第3区（若雌の2）	かの	R3.4.15	勝乃幸	田中満治	吉岐	優等賞8席
特別区（高校及び農業中学校）	はずき	R3.4.10	百合幸	諫早農業高校	高校農大	優等賞13席
第4区（繁殖雌牛群）	はるな	H30.1.8	金太郎3	村田宗勝	県北	優等賞6席
	おりひめ	H30.4.16	弁慶3	黒瀬武義		
	あいかな	H30.5.27	金太郎3	平山義雄		
第5区（高等登録群）	やすさち	H25.4.28	安福久	市山浩司	県北	優等賞7席
	はるさち	H28.2.2	平茂晴			
	ゆりさち	R1.12.5	百合幸			
第6区（総合評価群）	さくら	R3.3.10	弁慶3	前川常太郎	県北	優等賞4席
	すみれ	R3.3.4	弁慶3	前田進牙		
	ことぶき	R3.2.17	弁慶3	平山義雄		
	あかり	R3.1.30	弁慶3	前田進牙		

出品区（肉牛の部）	種雄牛	枝肉重量[kg]	ロース芯面積[cm <sup>2</sup> ]	バラ厚[cm]	皮下脂肪厚[cm]	BMS No.	出品者	協議会	序列
第6区（総合評価群）	弁慶3	509.7	71	9.7	4	11	小川博信	県南	優等賞4席
		496.6	57	8.1	3.3	10	川島勉	県北	
		539.7	73	9.2	2.9	12	山本満年	吉岐	
第7区（脂肪の質評価群）	勝乃幸	497.5	58	9.8	2.4	10	井上義見	県央	優等賞9席
		492.2	71	7.3	1.1	12	森山寿樹	県央	
		551.4	65	9.3	2.5	12	JA吉岐市肥育セナ	吉岐	
第8区（去勢肥育牛）	百合幸	539.7	76	7.5	1.8	8	山本満年	吉岐	1等賞

# 家畜人工授精用精液、家畜体内及び体外受精卵の適正流通をお願いします！

家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵は、家畜改良増殖法等の法律に基づき適正に流通させることが重要です。現在、国が各家畜人工授精所に対して自己点検および立入検査を実施していますが、いくつかの項目について不備が認められました。精液等の不正流通や和牛の血統矛盾を防ぐため、家畜人工授精師や獣医師の方々は、以下の項目について遵守、徹底をお願いします。

## ■家畜人工授精用精液等とその精液証明書等の一体的な取扱いについて

精液等を採取、処理した際は、その情報を記載した精液証明書等を添付しなければなりません。また、精液証明書等が添付されていない精液等は譲渡が禁止されています。証明書に誤った内容を記載したり、記載内容に欠落がないよう、注意してください。

## ■家畜人工授精簿への適正な記載、保存及び関係書類の添付について

人工授精や受精卵移植を行ったときは、その情報を遅滞なく家畜人工授精簿に記載し、5年間保存してください。使用済みの精液証明書等は、授精証明書等を交付する前は家畜人工授精簿に添付してください。

## ■授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付について

授精証明書等の交付に当たっては、精液証明書等を貼り付けるとともに、写しを5年間保管してください。

## ■特定家畜人工授精用精液等に関する規制について

精液等を保存している容器に「種畜の名称・採取年月日・（受精卵の場合：家畜体内受精卵が処理された家畜人工授精所等の管理番号・採卵牛の名前または個体識別番号）」等を表示してください。また、譲渡等記録簿へ記載、保存してください。

## ■家畜人工授精所の運営状況の報告について

家畜人工授精所の開設者は、毎年運営状況を報告してください。

## ■精液等の流通適正化のための対応について

精液等の処理、保管場所は、施錠するなど盗難防止措置を徹底してください。

## ■知的財産としての価値の保護のための対応について

特定家畜人工授精用精液等について、譲渡契約の締結を促進しています。

## 第63回全国家畜保健衛生業績発表会にて消費・安全局長賞を受賞！

令和4年9月29日及び30日、東京都にて第63回全国家畜保健衛生業績発表会に参加し、当所の演題「鶏大腸菌症が多発したブロイラー農場密集地域での地域一体となった発生予防体制の構築」が農林水産省 消費・安全局長賞を受賞しました。

本演題は、令和3年に管内で発生した、ブロイラー農場密集地域における鶏大腸菌症の多発事例について、発症の背景に抗原変異型伝染性ファブリキウス囊病ウイルス並びにJP-III型の鶏伝染性気管支炎ウイルスの関与があったことを明らかにし、本病の沈静化に効果的だった飼養衛生管理、ワクチネーション、地域一体となった出荷時期の調整を紹介したものです。

今後とも、当所は病性鑑定等を通じて病原体の動向を注視し、適切な疾病対策を提案できるよう、努めて参ります。

